ホ　当該団体の発行する信託の受益権を取得すること。 へ　イからホまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約若しくは有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約又は外国におけるこれらの契約に類する契約を締結すること。 ［十九～五十　略］ ［３～６　略］	［号の細分を加える。］ ホ　イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。 ［十九～五十　同上］ ［３～６　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この命令は、令和八年六月十五日から施行する。ただし、第七十条第二項第十七号の改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

○内閣府厚生労働省令第八号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の三第一項第一号ロ及び第二号から第四号まで、第五十八条の五第一項第七号から第九号まで及び第二項第二号並びに第九十四条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の四第一項第一号の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年六月十二日

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金庫の子会社の範囲等） **第四十五条**　［略］ ２　［略］ ３　法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 ［一～十　略］ 十一　機械類その他の物件を使用させる業務（法第五十八条第二項第二十二号又は第五十八条の二第一項第二十号に掲げる要件を全て満たす契約に基づき当該業務が行われない場合を除く。） 十二　次に掲げる行為により他の国内の会社その他の団体に対しその事業に必要な資金を供給する業務 イ　当該団体に対し資金の貸付けを行うこと。 ロ　当該団体の発行する社債（法第五十八条第六項第一号イに掲げる短期社債を除く。）を取得すること。 ハ　当該団体の発行する新株予約権を取得すること。	（金庫の子会社の範囲等） **第四十五条**　［同上］ ２　［同上］ ３　［同上］ ［一～十　同上］ 十一　機械類その他の物件を使用させる業務（法第五十八条第二項第二十二号又は第五十八条の二第一項第二十号に掲げる要件を全て満たす契約に基づき行われる業務であつて、金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。） 十二　次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務 イ　当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。 ロ　当該会社の発行する社債（法第五十八条第六項第一号イに掲げる短期社債を除く。）を取得すること。 ハ　当該会社の発行する新株予約権を取得すること。